附則第九条の六第二項	譲渡割及び消費税の額	譲渡割の額及び消費税の額（租税条約等の相手国等が共助対象国税として徴収した額を控除した金額）
附則第九条の九第三項	前二項	前項
	延滞税等及び還付加算金	還付加算金

（送達の共助）

第十一条の三　税務署長は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から租税に関する文書の送達の共助の要請があつた場合には、国税通則法第十二条及び第十四条の規定に準じて送達する。

2　税務署長その他の行政機関の長は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類の送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）が租税条約等の相手国等にある場合には、国税通則法に定めるほか、当該租税条約等の規定に従つて、当該租税条約等の相手国等の権限ある当局に嘱託して送達を行うことができる。

三　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四　第十一条第四項において準用する国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第十三条第三項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

共助対象者（第十一条第一項に規定する共助対象者をいう。次項及び第三項において同じ。）が同条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　共助対象者の財産を占有する第三者が当該共助対象者に第十一条第四項において準用する国税徴収法の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3　情を知つて前二項の行為につき共助対象者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第八条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等（第三条・第四条）

第三章　国外財産に係る調書の提出等（第五条・第六条）

第四章　雑則（第七条・第八条）

第五章　罰則（第九条―第十一条）

附則

第一章　総則

第二条に次の五号を加える。

七　国外財産　国外にある財産をいう。

八　修正申告書　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

九　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十　更正　国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。

十一　決定　国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　国外送金等に係る告知書及び調書の提出等

第八条第一項中「前条」を「前二条」に、「同条」を「当該各条」に改め、同条を第十一条とする。

第七条第三号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に、「同項」を「これら」に改め、同条第四号中「第五条第一項」を「第七条第一項又は第二項」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十条　国外財産調書に偽りの記載をして税務署長に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　正当な理由がなくて国外財産調書をその提出期限までに税務署長に提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第六条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章　罰則

第五条第一項中「第七条第四号」を「次項及び第九条第四号」に改め、同条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国外送金等調書」の下に「又は国外財産調書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書を提出する義務がある者（当該国外財産調書を提出する義務があると認められる者を含む。）に質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第五条を第七条とする。

第四条の次に次の一章及び章名を加える。

第三章　国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の提出）

第五条　居住者（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、同項第四号に規定する非永住者を除く。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が五千万円を超える国外財産を有する場合には、財務省令で定めるところにより、その氏名及び住所又は居所並びに当該国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（以下「国外財産調書」という。）を、その年の翌年の三月十五日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、同日までの間に当該国外財産調書を提出しないで死亡し、又は同項第四十二号に規定する出国をしたときは、この限りでない。

一　その年分の所得税の納税義務がある者　その者の所得税の納税地

二　前号に掲げる者以外の者　その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

2　前項の規定の適用がある場合における国外財産に係る所得税法第二百三十二条第一項に規定する明細書に記載すべき事項については、同項の規定にかかわらず、当該明細書への記載を要しないものとする。

3　前項に定めるもののほか、国外財産の所在及び価額に関する事項その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。